

令和 8 年度紫波町地域づくり活動補助金事業について

(令和 8 年度紫波町地域づくり活動補助金実施要項)

※本事業は、令和 8 年度予算の成立が前提となるものです。また、令和 8 年度予算が成立した場合、令和 8 年 4 月 1 日以降は本書が「令和 8 年度紫波町地域づくり活動補助金事業実施要項」となりますが、今後、記載内容等が変更になることもありますので予めご了承ください。

1 趣 旨

協働のまちづくりに資する公益活動の活性化を図るために、紫波町地域づくり活動補助金交付要綱に則り、住民の柔軟な発想による地域づくりや課題解決に取り組む活動及び公益団体の組織づくりに対し財政的支援をする。

2 補助金の種類と金額

補助金の種類は次の 2 種類とする。

- (1) スタートアップ補助金 事業費の全額 (上限 100,000 円)
- (2) ステップアップ補助金 事業費の 3 分の 2 以内の額 (上限 300,000 円)

※成立した予算額によっては、交付額が減額される場合がある。

3 対象団体

特定非営利活動法人または営利を目的としない任意の市民活動団体とし、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 5 人以上で構成されている団体であること
- (2) 団体の所在地が町内にあり、主として町内で公益事業を行う団体であること
- (3) 事業計画及び収支を示し、計画的に事業を実施する団体であること
- (4) 特定の宗教、政治活動及び選挙活動を目的としない団体であること
- (5) 公序良俗に反しない団体であること

※スタートアップ補助金の対象は、令和 5 年 4 月 1 日以降に設立された活動初動期の団体

※ステップアップ補助金の対象は、過去 2 年間に同補助金の交付を受けた団体を除く

4 対象事業

地域の課題解決に向けた活動、または地域を活性化する活動で、公益性があると認められ、かつ柔軟な視点による活動で、いずれも次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内で実施される事業、かつ主として町民に対して実施される事業
- (2) 町が実施する他の補助金の対象とならない事業
- (3) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

※対象とならない事業例①地域への波及効果よりも会員相互の受益割合が高く、かつ参加費等で十分運営可能とみなされる事業。②趣味的活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの。③物品等の購入・配布を主たる目的とする事業。④これまで補助金の交付を受けずに実施できている自立性のある事業

5 事業提案受付について

(1) 受付期間

令和8年2月24日(火)～令和8年3月19日(木)

(2) 提出書類

- ① 紫波町地域づくり活動補助金事業提案書(参考様式1)
- ② 会員名簿(参考様式2)

6 事業提案審査会について

事業提案審査会(プレゼンテーション形式、令和8年3月28日(土)(予定))により、総合的に判断する。

実施方法は「令和8年度紫波町地域づくり活動補助金事業審査について」において定める。

7 事業提案審査会結果の通知

事業提案審査会の内容を踏まえて町長が採択決定をする。令和8年4月初旬以降、各提案団体に対し結果を通知する。

8 補助金交付申請について(採択された団体のみ)

(1) 受付期間

令和8年4月初旬(事業提案審査会結果通知後)～5月29日(金)

(2) 提出書類

紫波町地域づくり活動補助金交付申請書(様式第1号)

※ただし、事業提案審査会の結果、採択された団体のみ申請可能とする。

9 補助金交付審査の方法

申請書類審査と事業提案審査会の結果に基づき、総合的に審査する。

審査方法は「令和8年度紫波町地域づくり活動補助金事業審査について」において定める。

10 補助金交付の決定及び通知

事業提案審査会の結果及び申請書の内容を踏まえ、町長が予算の範囲内で補助金交付の決定を行い、対象団体に通知する。交付にあたり、条件を付する場合がある。

補助事業の遂行に必要と認める場合は、交付額の8割以内の額を前金払いすることがある。

11 実績報告

対象事業終了後、令和9年3月25日(木)までの間に紫波町地域づくり活動補助金事業実績報告書(様式第4号)を提出するものとする。

12 事業の周知等

補助金に関する相談窓口は地域づくり課地域づくり係。

広報手段は、町ホームページ、チラシ設置(地区公民館等)など。